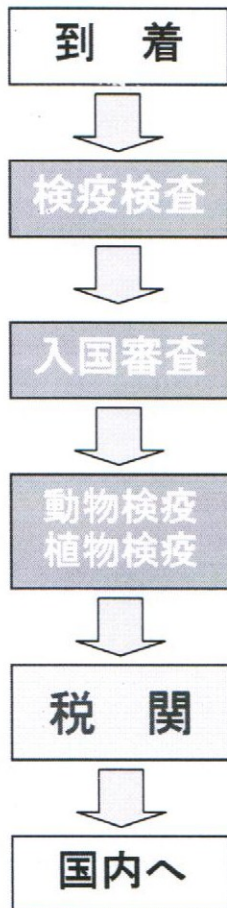


日本へ入国する際の税関手続きのご案内

- 1) 申告書のA面を記入の上、税関に提出して下さい。
 - 2) 必ず2通ご用意下さい。その内1通に税関が確認印を押しますのでお受け取り下さい。
- *別送品の内容はB面に記載頂く必要ございません。

日本への入国手続き



税関で確認が必要な事項ですので、A面は必ず記入してください

カルブリッジ別送品記入例です。



別送品通関に必要な書類

ご帰国後一週間以内に下記の書類を弊社の通関業者インターフォワードシステムズまで郵送願います。

- 1) 別送品申告書のオリジナル
- 2) パスポートの顔写真のコピー
- 3) 最新の日本出国の日付け入り押印ページのコピー
- 4) 最新の日本帰国の日付け入り押印ページのコピー



☞ 郵送先:

(株)インターフォワードシステムズ
 〒105-0023 東京都港区芝浦1丁目9-3 O.D.Aビル3階
 鏑木(鏑木)様 - 通関士
 TEL: 03-5419-1491

ご注意: 別送品通関書類の郵送手配の遅延や紛失の場合は別途保管料や通関手数料が発生しますので速やかに手配願います。

(A面) 日本国税関 税関検定C様式2009号

携帯品・別送品申告書

「記載の税関の場所」について記入し、税関職員へ提出してください。
 家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

別送品(品名)を Z Z 0 0 1 押 発 地 ニューヨーク

入 国 日 2 0 0 9 年 9 月 1 日

氏 名 フリガナ ゼイカン タロウ

税関 太郎

現住所 (日本での) 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1

源姓(先) 電 話 0 1 2 0 (4 6 1) 9 6 1

職 業 会社員

生年月日 1 9 7 0 年 1 2 月 3 0 日

職業番号 A B 0 1 2 3 4 5 6

別送品数 20以上 6 5以上20未満 6 2未満 6

※ 以下の質問について、該当する口に「✓」でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか? はい いいえ

① 日本への持込みが禁止又は制限されているもの(8面を参照) はい いいえ

② 免税範囲(8面を参照)を超える購入品・お土産品・贈答品など はい いいえ

③ 商業貨物・商品サンプル はい いいえ

④ 他人から預かったもの はい いいえ

* 上記のいずれかで「はい」を選択した方は、8面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

2. 100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか? はい いいえ

はい いいえ

* 「はい」を選択した方は、別途「支払手続等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか? はい (10 個) いいえ

* 「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものを8面に記載したこの申告書を2通、税関に提出して、税関の確認を受けてください。(入国後1か月以内に輸入するものに限る。)

税関の確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

【注意事項】
 海外で購入したものを、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がありますと、処罰される可能性がありますので注意してください。

この申告書に記載したとおりである旨を申告します。

署 名 税 関 太 郎